

「ひとづくり政策」の推進について

平成27年 5月12日
戦略企画部

本年度から「ひとづくり政策」の総合調整を行う体制を構築し、各部局のひとづくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進することとしています。その概要は以下のとおりです。

1 総合調整する「ひとづくり政策」の範囲

(1) 教育の充実に関するすべての施策

教育委員会の所管する教育施策に加え、就学前教育、高等教育、家庭教育、生涯学習、私学振興に関する施策

(2) 産業振興、地域振興を目的とした人材育成の施策

産業人材、防災人材などの育成に関する施策

(3) ひとづくりにかかる環境整備・改善に関する施策

子どもの貧困対策、子育て支援等に関する施策

2 総合調整にかかる取組方針

(1) 全体方針の決定

ひとづくり政策全体の方向性を決定する。

(例：教育施策大綱の策定、次期行動計画における横断的視点からの検討など)

(2) 政策の進捗推進

ひとづくり政策にかかる進捗管理を行うとともに、問題がある場合にはその解決に向け、担当部とともに対策を検討する。

(例：知事政策集の実現推進など)

(3) 全体最適の確保

各部が進めるひとづくり政策の連続性、整合性、効率性等に目を配り、政策全体としての最適性を確保する。

(例：教育にかかる時間軸連携の強化、重複した取組の整理など)

(4) 総合政策による効果拡大

施策の重点化や各施策の連動性のコーディネート等により、政策効果の拡大を図る。

(例：重点取組の提案、一部局の施策への他部局の参画など)

(5) 新しい視点、見過ごされていた角度からの検討・提案

時代の動きを見据えた新しい視点や、従来あまり着目されていなかった角度から取組を検討し、先駆性のある施策を提案する。

(例：『学び』の選択肢拡大に向けた検討会（仮称）の意見を踏まえた提案など)

3 「ひとづくり政策」の総合調整にかかる推進体制

(1) 戦略企画部内体制

- ①総合調整の中核的機能は戦略企画総務課が担う。
- ②個別施策に関する各部との調整・進捗管理・情報収集は企画課の部担当職員を通じて行う。

(2) 庁内体制

○ひとづくり政策の全庁的な推進・総合調整を図るため、関係各部で構成する「ひとづくり政策推進会議」を設置する。

《推進会議概要》

- ◇構成員となる部：戦略企画部、健康福祉部、環境生活部、
地域連携部、雇用経済部、教育委員会
(議題に応じ上記以外の関係部にも随時出席を要請)
- ◇開催頻度：概ね月 1 回程度開催 (共通幹事会終了後に開催)

(参考) ひとづくり政策総括監の業務内容

(1) ひとづくり政策の総合調整【担当：戦略企画総務課、企画課】

(政策の方針策定から実施までの総合調整)

(2) 高等教育機関の充実・連携【担当：戦略企画総務課】

(①コンソーシアム ②新・県単補助制度 ③奨学金返済軽減・免除制度 等)

(3) 総合教育会議【担当：戦略企画総務課、教育政策課】

(①総合教育会議 ②教育施策大綱)

ひとづくり政策の推進体制

平成27年5月12日
戦略企画部

